

令和3年9月9日
事務連絡

各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の再支給の申請期間の延長
及び職業訓練受講給付金との併給について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金については、多大なご尽力をいただき、ありがとうございます。

現下の状況において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連する解雇や雇い止めの影響は継続しており、引き続き、常用就職や就業機会の回復を目指すことが困難である生活困窮者からの相談は増加した状態が続くことが予想されます。

また、9月12日から、現在緊急事態措置を実施すべき区域とされている21都道府県のうち、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県について、緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年9月30日までとされております。

住居確保給付金の再支給に係る申請期間の延長及び職業訓練受講給付金（求職者支援制度の訓練受講者に支給する月10万円の給付金）との併給を可能とする特例については、既に「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和3年6月11日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）において、令和3年9月30日までとした旨お知らせしたところですが、こうした状況に鑑みて、特例として、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第22号）を一部改正し、令和3年11月30日まで、住居確保給付金の再支給及び職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を継続する予定です。

つきましては下記に示す点をご勘案いただき、規則改正に伴う手続き等について準備を進めていただくとともに、リーフレットの配布等により引き続きお困りの方の相談を受け止められるよう必要な対応をお願いします。

記

1 住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について

住居確保給付金の支給が終了した方に対して、令和3年2月から9月末までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給を可能としてきたところですが、今般の規則改正により、本特例の申請の期間を令和3年11月30日まで延長する予定です。

なお、本特例による再支給の申請は1度限りとします。

2 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給について

令和3年6月11日から令和3年9月末までの間に住居確保給付金の申請をした者は、当該申請を受けて支給する住居確保給付金については、職業訓練受講給付金との併給を可能としてきたところですが、今般の規則改正により、令和3年11月30日まで継続する予定です。

また令和3年6月10日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能としております。ただし、令和3年5月以前の支給を除きます。

なお、本併給措置の活用を進めていくためには、職業訓練受講給付金を所管しているハローワークと自立相談支援機関が連携して周知等を行うことが重要です。

各自立相談支援機関におかれましては、ハローワークとのより一層の連携強化に努めていただきますようお願いいたします。

また、ハローワーク及びハローワークを所管する都道府県労働局から、求職者支援制度に係るリーフレットの配付や周知用バナーの掲載等に係る協力依頼があった場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3か月、最大9か月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



家主さんに直接家賃をお支払い！



申請できる方は

対象となる方

- ① 離職・廃業から2年以内の方
- ② 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

令和3年2月1日以降

住居確保給付金の受給期間が終了した②の方について、3か月間に限り再支給が可能です。

※令和3年9月30日が申請期限です。

再支給の申請をしたことがない方が対象です

- ・ 再支給（最長3か月間）の申請期間を令和3年11月30日まで延長します。

その他の改正内容

- ・ 令和3年11月30日まで住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とします。

その他個別の要件等があります

申請のご相談は最寄りの自立相談支援機関まで

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

スマートフォン・タブレットはこちらから→





よくあるお問い合わせ

Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」とはどのようなことですか？

A.本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしていたが、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった者。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。



Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法は、どうすればいいのでしょうか？

A.雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q.フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。住居確保給付金を受けられますか？

A.可能です。フリーランスや自営業の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応もできます。現在の就業を断念していただくものではありません。